

令和8年度唐津市狩猟免許取得補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、有害鳥獣による農作物等被害の減少を図るため、新たに狩猟免許を取得する者に対し予算の範囲内において補助金を交付することに関し唐津市補助金等交付規則（平成17年規則第42号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 新たに狩猟免許を取得した者。ただし、更新の者を除く。
- (2) 市内に住所を有し、市税の滞納がない者
- (3) 佐賀県猟友会唐津支部又は相知支部の会員である者
- (4) 有害鳥獣の捕獲、駆除活動等に貢献することができる者

(補助対象狩猟免許の種類)

第3条 補助金の対象となる狩猟免許の種類は、次に掲げるものとする。ただし、両方を取得した場合は、いずれか一方を対象とする。

- (1) 第一種銃猟免許
- (2) わな猟免許

(補助対象経費及び補助金の額)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 狩猟免許試験手数料
- (2) 講習会受講料
- (3) 医師の診断書料

2 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内の額とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、狩猟免許取得補助金交付申請書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 狩猟免許状の写し
- (2) 補助対象経費に係る領収書の写し
- (3) 市税の納税証明書
- (4) 佐賀県猟友会唐津支部又は相知支部の会員であることの証明書

2 規則第15条の規定による実績報告書の提出は、前項の申請書の提出により、なされたものとみなす。

(補助金の交付決定及び補助金額の確定)

第6条 市長は、前条に規定する申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定するとともに、その額を確定し、狩猟免許取得補助金交付決定及び額の確定通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

(補助金の請求等)

第7条 前条の規定による交付決定及び額の確定通知を受けた者は、狩猟免許取得補助金交付請求書（第3号様式）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項に規定する請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

3 前項に規定する補助金の交付は、金融機関口座への振込みの方法により行うものとする。

(交付決定の取消し)

第8条 市長は、補助金の交付の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 虚偽の申請等、不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、この要綱に定める事項に違反したとき。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、令和8年度の補助対象経費に適用する。